

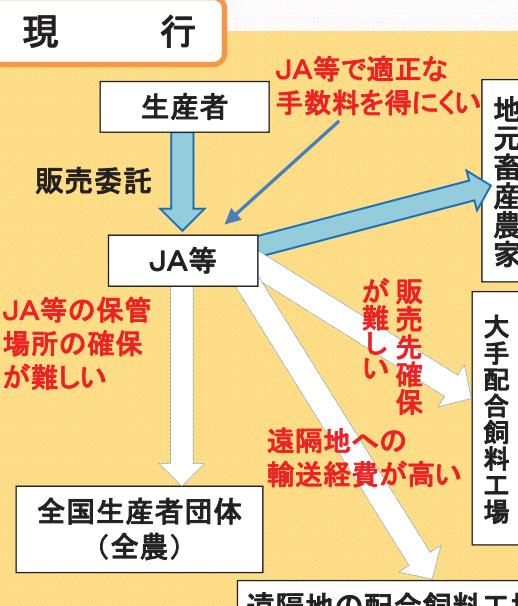
45 平成27年産飼料用米の大幅な拡大に向けた取組

- 全国生産者団体(全農)においては、27年産の飼料用米について、60万トン(26年産の3倍強)の目標を掲げ、都道府県毎に飼料用米の拡大に取り組む方針。
- また、これを確実に進めるため、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売するスキームを創設する方針であり、飼料用米の拡大に取り組む上での課題解決に向けて大きく前進。

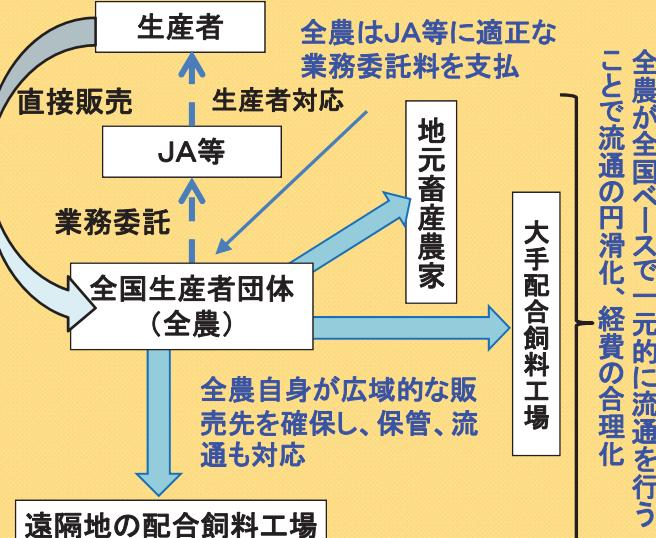
全国生産者団体（全農）の取組

①60万トン(26年産の3倍強)の目標

②全農による飼料用米の直接買取スキーム



全農による直接買取スキーム導入後



国 の 対 応

○全国生産者団体(全農)が創設するスキームを可能とするための省令改正

・現行省令では、飼料用米など用途限定米穀について、横流れ防止の観点から生産者と需要者の直接取引のみを認めていたが、今回、需要先が特定されていることを前提に、全農等への販売ができるよう改正。

○多収品種の種子の確保

・関係機関が連携して需給見込情報を共有し、計画的な生産拡大を推進。
・供給に不足が見込まれる品種については、飼料用米の粒を種子に転換することなどにより確保。

○各県段階に行政、生産者団体、畜産団体、普及センター等が一体となった推進協議会を設立

・県ごとに課題を整理したカルテを作成し、取組の強化が必要な項目を働きかけ
・全農政局において既に取組を実施している地区等で現地検討会を開催し、低コスト技術等を普及

○飼料用米の生産・利用拡大、供給体制の整備のための施設・機械の導入支援

・強い農業づくり交付金
【27予算:231億円、28概算要求:345億円】
・畜産収益力強化対策
(畜産収益力強化支援事業、畜産競争力強化整備事業)
【27予算:75億円、28概算要求:350億円】等

46 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援について

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するため必要な機械のリース導入や施設の整備を支援。

●強い農業づくり交付金 (27予算：231億円の内数、28概算要求：345億円の内数)

稻作農家が受益となる施設

→飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。(※単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。)

例1:飼料用米のカントリー エレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを 増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。

(※長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。)

例:TMRセンターに飼料用米 保管タンクを増設



●攻めの農業実践緊急対策 (25補正:350億円)

→既存の複数施設の機能強化や用途転換により有効活用するため必要な設備のリース導入。(※単独施設ではなく、複数施設の再編合理化が条件。)

例:カントリーエレベーターを再編し、既存のサイロの1つを飼料用米専用に利用



●畜産収益力強化対策 (畜産収益力強化支援事業、畜産競争力強化整備事業)

(27予算：75億円、28概算要求：350億円)

→畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌等に必要な機械のリース整備、施設整備等を支援。

例:米粉碎機、飼料保管タンク、混合機等の導入



●産地活性化総合対策事業のうち 農畜産業機械等リース支援事業

(27予算:23億円の内数、28概算要求：24億円の内数)

→多収品種を用いた低コスト栽培技術の実証・普及に必要な機械のリース導入を支援。

例:水稻湛水直播機、汎用コンバイン等



47 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

こめたま

- 畜産経営:トキワ養鶏(養鶏、青森県藤崎町)
- 飼料用米生産:青森県藤崎町
- 畜産物販売:地元デパート、直売所、
パルシステム生活協同組合連合会 等
- 特徴:
飼料用米を最大68%配合した飼料
を給与し、卵黄が「レモンイエロー」
の特徴ある卵(「こめたま」)を販売。
トキワ養鶏のインターネットサイト
でも販売を開始。



まい やまと豚米らぶ

- 畜産経営:フリーデン(養豚、神奈川県平塚市(岩手県大東農場))
- 飼料用米生産:岩手県一関市(主に大東地区)
- 畜産物販売者:阪急オアシス(関西)、明治屋・ヨシケイ埼玉(関東)
- 特徴:
中山間地域の休耕田で生産する
飼料用米を軸に、水田と養豚を
結びつけた資源循環型システムを
確立。飼料用米を15%配合した
飼料を給与し「やまと豚米らぶ」
として販売。



まい 米牛

- 畜産経営:JAしまね出雲肥育牛部会員
- 飼料用米生産:JAしまね出雲地区
- 畜産物販売者:JA直営スーパー(ラピタ)、地元スーパー、
焼き肉店(藤増牧場直営) 等
- 特徴:
採卵鶏農家を中心に飼料用米の利用が開始
され(「こめたまご」)、飼料用米の生産拡大に
伴い、肉用牛肥育農家等にも利用が拡大。
飼料用米を20%以上添加した配合飼料を
10ヶ月以上給与した牛を「まい米牛」として
ブランド化。



とよ こめ たまご 豊の米卵

- 畜産経営:鈴木養鶏場(養鶏、大分県日出町)
- 飼料用米生産:大分県内全域
- 畜産物販売:地元百貨店、直売所等
- 特徴:
飼料用米を20%配合した飼料を給与
し、生産した卵を大分県産の米を活用
した「豊の米卵(とよのこめたまご)」
として販売。



48 飼料用米生産コスト低減推進チームの取組

- 飼料用米については、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、多収品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割低減）させるとの目標を設定するなど、その本作化に向けた取組を進めているところ。
- 農林水産省では、この目標の確実な達成に向け省内関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し、現場での取組推進に必要な検討を行うこととしている。

■当面の推進チーム検討スケジュール

時期	内 容
8月～9月	生産コスト低減に係る取組事例の把握
10月16日	第1回会合 ・推進チーム立ち上げ
11月13日	第2回会合 ・関係者からの意見聴取①
12月 1日	第3回会合 ・関係者からの意見聴取② ・マニュアル案について
12月中旬	第4回会合 ・関係者からの意見聴取③ ・マニュアル案について
年内目処	マニュアルの取りまとめ・公表

■第1回会合（平成27年10月16日）



第1回 飼料用米生産コスト低減推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席し、具体的なコスト低減の検討を指示しました。

【議事内容】

- ・「推進チーム」の設置について
- ・検討スケジュールについて
- ・飼料用米の生産コスト低減に関する取組状況等について
- ・マニュアルのイメージについて

■第2回会合（平成27年11月13日）



第2回 飼料用米生産コスト低減推進チーム会合にも、森山農林水産大臣が出席。コスト低減に取り組む先進地域から意見を伺いました。

【議事内容】

- ・先進地域からの意見聴取
- ・鹿児島県姶良・伊佐地域における取組
- ・山形県庄内地域における取組
- ・JA加美よつばにおける取組

基本計画本文(米関係抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不斷に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進する。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進する。

50 平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

食料自給率目標

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題			
	1人・1年当たり消費量(kg/人・年)		国内消費仕向量(万トン)							
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度						
米 〔米粉用米、飼料用米を除く〕	57	53	857	761	859	752	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応 ○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減 			
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発 ○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減 			
飼料用米	-	-	11	110	11	110	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大 ○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上 ○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減 ○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減 			

注:国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口(平成25年度 1億2,730万人、平成37年度(推計) 1億2,066万人)を乗じ、これに減耗量(米ぬかなど)等を加えたものである。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位:kg)		(単位:万ha)		(単位:%)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
米 〔米粉用米、飼料用米を除く〕	530	540	160	139		
米粉用米	512	580	0.4	1.7	96	97
飼料用米	511	759	2.2	14		

注:平成25年度の米(米粉用米・飼料用米を除く)の10a当たり収量は、作物統計における水稻(米粉用米を含み、飼料用米を除く)の値であり、平年収量を用いている。

米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成25年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

51 米の生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 日本再興戦略において、「今後10年間で、全農地面積の8割(現状約5割)が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減」することを成果目標(KPI)として決定。
- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

《KPI》

今後10年間で産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均(1万6千円／60kg)から4割削減する。

担い手への農地集積・集約等

● 今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積

- 分散錯闊の解消
- 農地の大区画化、汎用化

(参考) 米の生産コスト(25年産)
全国平均：1万5千円/60kg
15ha以上層：1万1千円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培(育苗・田植えを省略)

(実証例)
労働時間
18.4時間/10a → 13.8時間/10a
(移植) (直播)
費用(利子・地代は含まない)
103千円/10a → 93千円/10a
(移植) (直播)



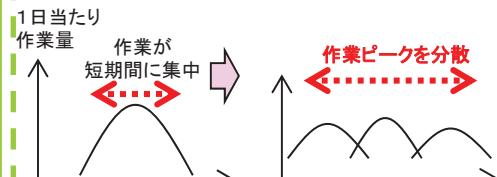
ICTを活用した作業管理

作業のムダを見つけて手順を改善
(実証例)
田植え作業時間
1.62時間/10a → 1.15時間/10a
(補植作業時間の削減)

大規模経営に適合した品種

作期の異なる品種の組合せ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



多収性品種

単収
530kg/10a → 700kg/10a
(全国平均) (多肥栽培で単収増)

生産費
16千円/60kg(全国平均)
→13千円/60kg(試算)

生産資材費の低減

農業機械の低コスト仕様

- 基本性能の絞り込み
- 耐久性の向上



⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
(標準モデル比2~3割の低価格化)

肥料コストの低減

- 土壤診断に基づく施肥量の適正化(肥料の自家配合等)、精密可変施肥
- フレキシブルコンテナの利用(機械化による省力化等)
- ⇒土壤改良
資材のフレコン利用
(20kg袋比7%低価格化)



故障リスクに対応した農機サービスの充実

・交換部品の迅速供給など
故障リスクを軽減するサービスの充実・強化が必要



⇒作業ロスの回避、機械所有の効率化

⇒農業機械の長寿命化

未利用資源の活用

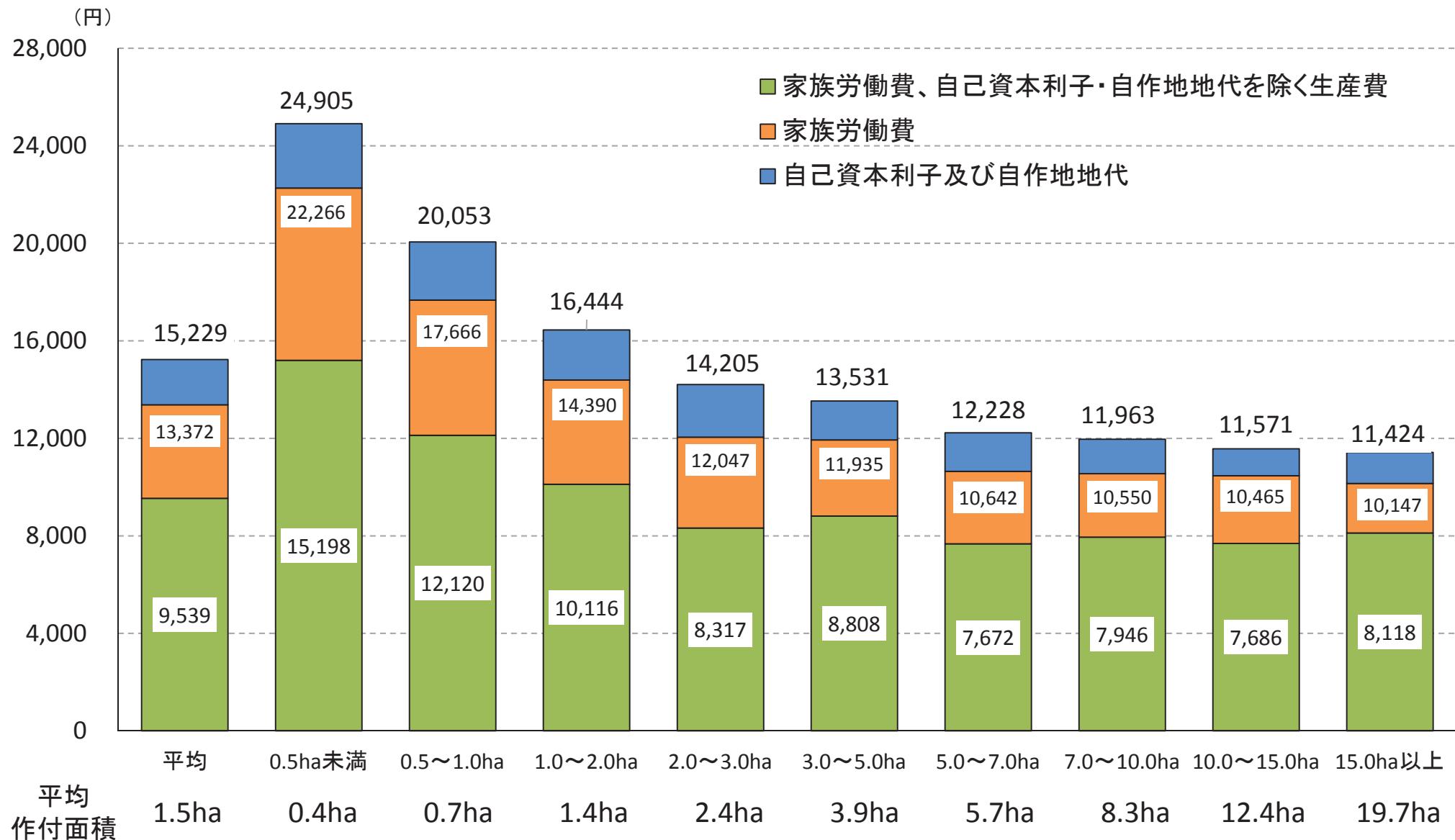
- 鶏糞焼却灰等の利用
⇒従来品比7%低価格化



合理的な農薬使用

- 発生予察による効果的かつ効率的防除
- 輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除(IPM)
- ⇒化学農薬使用量抑制

52 全国における作付規模別 60kg当たり米生産費(平成25年産)



出典:平成25年産米及び麦類の生産費

53 販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数(平成17～26年)

上段(農家数) : 千戸
下段(割合) : %

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3～5ha	5ha以上
平成17年	20	6	4	7	3	1,383	1,022	244	64	35	18
	(100.0)	(30.0)	(20.0)	(35.0)	(15.0)	(100.0)	(73.9)	(17.6)	(4.6)	(2.5)	(1.3)
平成18年	18	4	4	6	3	1,351	987	250	59	34	21
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	(100.0)	(73.1)	(18.5)	(4.4)	(2.5)	(1.6)
平成19年	18	4	4	6	4	1,308	943	246	60	37	22
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(22.2)	(100.0)	(72.1)	(18.8)	(4.6)	(2.8)	(1.7)
平成20年	17	4	4	5	4	1,259	904	231	63	37	24
	(100.0)	(23.5)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.3)	(5.0)	(2.9)	(1.9)
平成21年	17	3	4	5	4	1,225	880	226	59	35	24
	(100.0)	(17.6)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.4)	(4.8)	(2.9)	(2.0)
平成22年	16	4	3	5	4	1,144	843	190	54	35	22
	(100.0)	(25.0)	(18.8)	(31.3)	(25.0)	(100.0)	(73.7)	(16.6)	(4.7)	(3.1)	(1.9)
平成23年	17	5	3	5	4	1,141	827	194	53	37	29
	(100.0)	(29.4)	(17.6)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(72.5)	(17.0)	(4.6)	(3.2)	(2.5)
平成24年	15	4	3	5	4	1,042	763	174	48	33	24
	(100.0)	(26.7)	(20.0)	(33.3)	(26.7)	(100.0)	(73.2)	(16.7)	(4.6)	(3.2)	(2.3)
平成25年	14	3	3	4	3	1,013	732	171	50	34	26
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(20.0)	(100.0)	(72.3)	(16.9)	(4.9)	(3.4)	(2.6)
平成26年	14	3	3	4	4	982	702	170	50	33	27
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(26.7)	(100.0)	(69.3)	(16.8)	(4.9)	(3.3)	(2.7)

注： 平成17年及び22年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。
 (農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。)
 ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

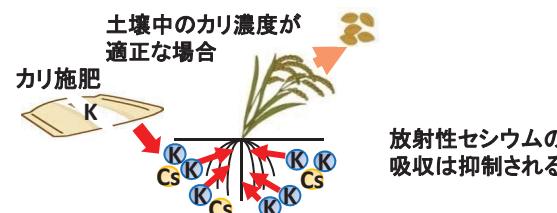
54 米の放射性物質濃度低減に向けた継続的検査と技術指導

- 米については、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
- 福島県では、24年産米、25年産米、26年産米と同様、27年産米でも県全体で全袋検査(27年11月18日時点で約912万袋)を実施。検査結果は全て基準値以下。

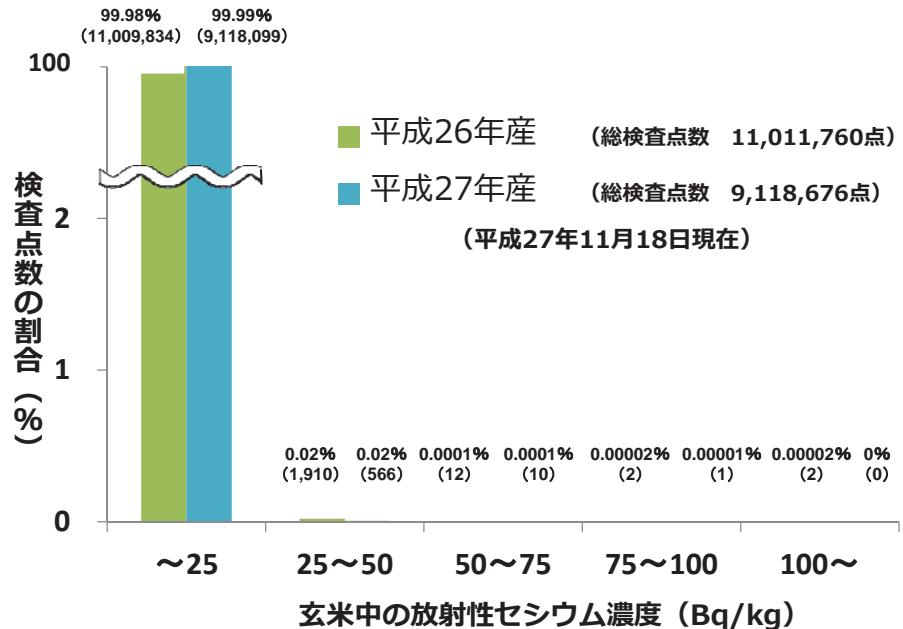
米の全袋検査



カリ施肥による稲の吸収抑制対策



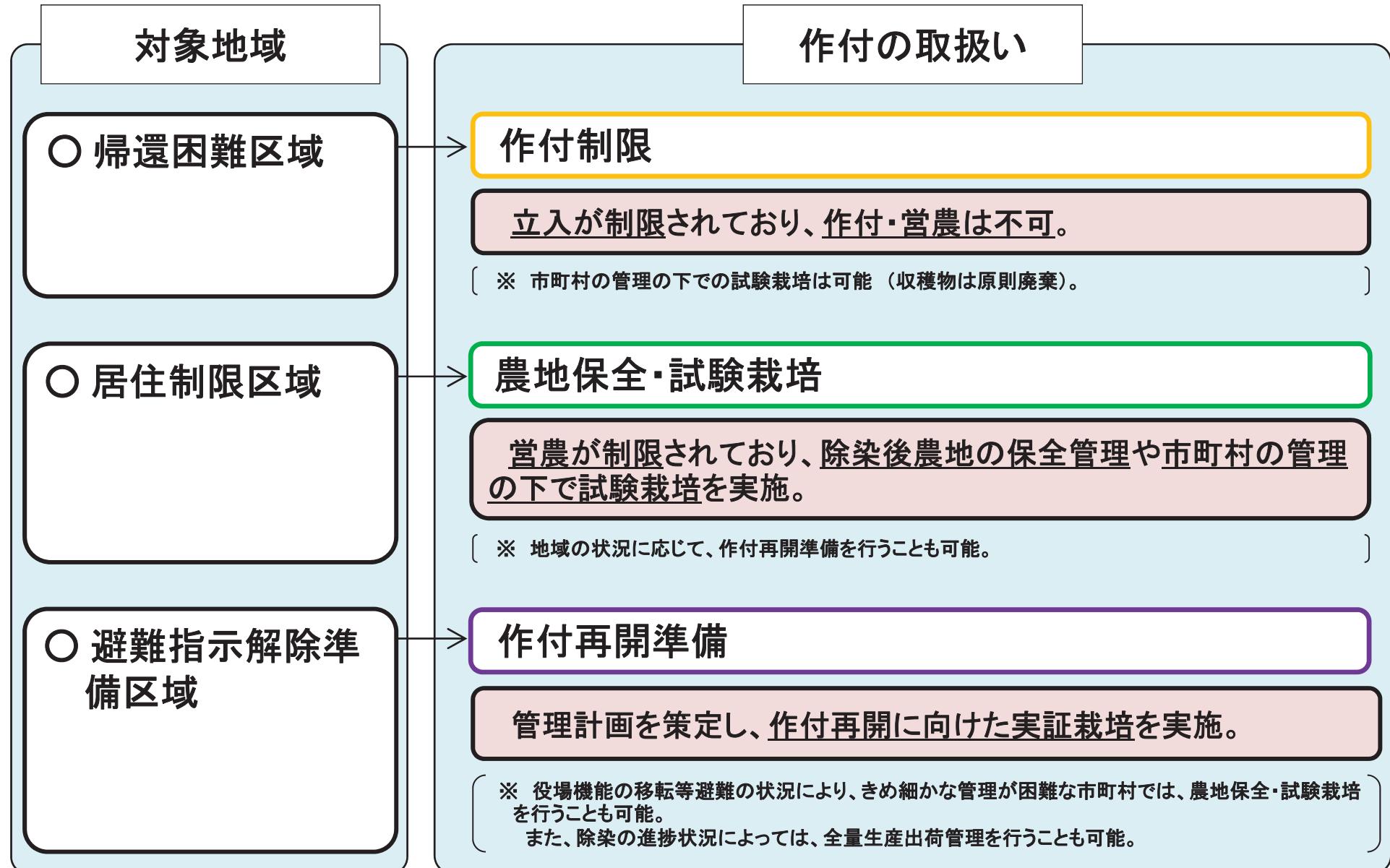
26年産及び27年産の福島県の米の全袋検査結果



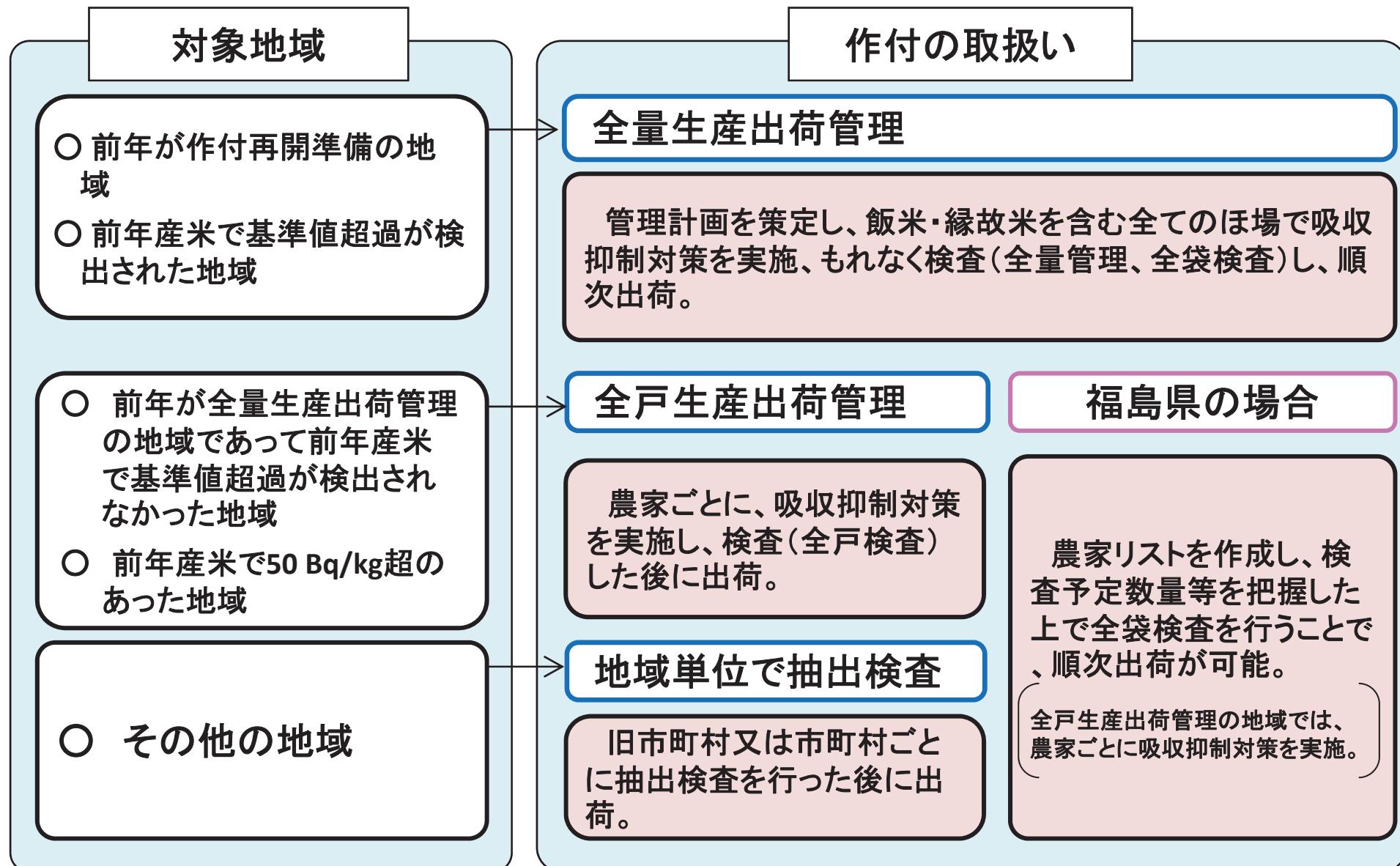
今後の主な取組

- 27年産についても、26年産同様に、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。

55 27年産米の作付等に関する方針 【① 避難指示区域】

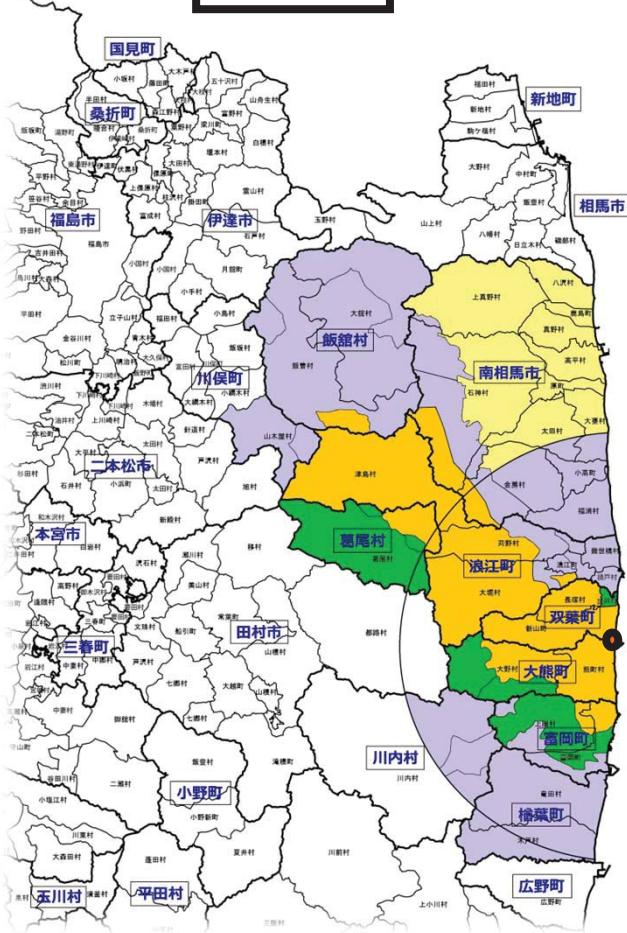


55 27年産米の作付等に関する方針 【② 避難指示区域以外の地域】

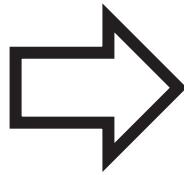
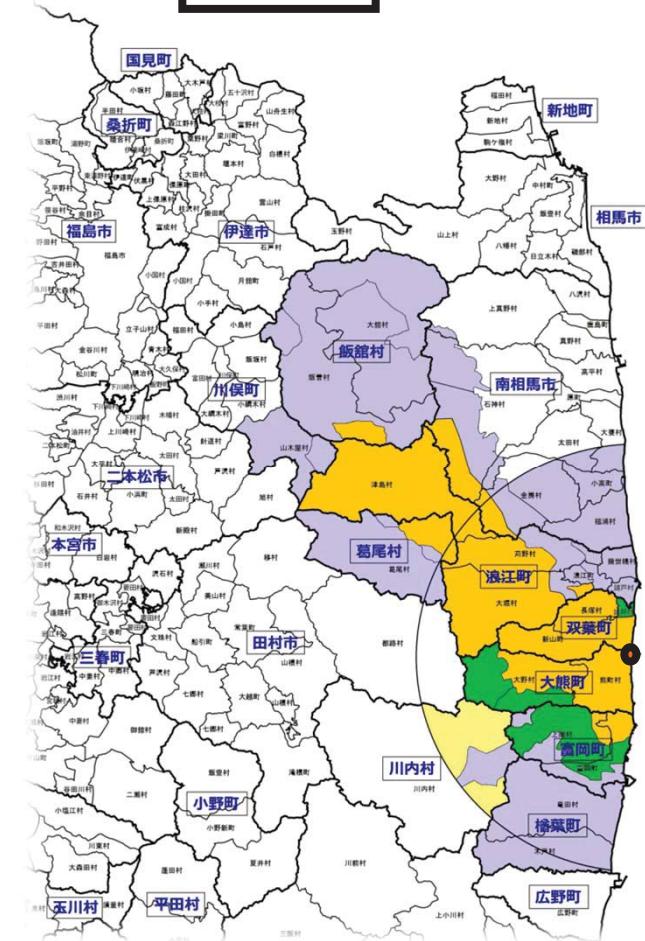


56 27年産米の作付制限等の対象地域(26年産との比較)

26年産米



27年産米



作付制限

作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培

除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

全量生産出荷管理

管理計画を策定し、全ての場所で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。

福島第一原子力発電所



57 商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

- 2014年の輸出数量は4,516トン（対前年比45%増）、輸出金額は約14億3千万円（同39%増）となった。
- 2015年1月～10月の輸出数量は5,785トン（対前年同期比71%増）、輸出金額は約16億4千万円（同54%増）となっている。

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		2015年 (1月～10月)	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
輸出合計	1,898 (+45%)	691 (+27%)	2,129 (+12%)	683 (-1%)	2,202 (+3%)	726 (+6%)	3,121 (+42%)	1,030 (+42%)	4,516 (+45%)	1,428 (+39%)	5,785 (+71%)	1,642 (+54%)
香港	654	249	779	256	916	299	1,207	377	1,744	497	2,039 (+51%)	528 (+37%)
シンガポール	334	126	598	183	668	208	961	300	1,295	371	1,454 (+42%)	367 (+24%)
台湾	271	95	183	66	154	50	168	74	407	155	549 (+94%)	196 (+74%)
オーストラリア	125	32	157	38	130	34	189	56	185	59	244 (+68%)	74 (+54%)
中国	96	43	0	0	34	14	46	19	157	76	217 (+234%)	112 (+295%)
イギリス	36	14	57	17	48	18	58	23	112	41	152 (+58%)	50 (+41%)
アメリカ	39	25	46	24	29	16	91	36	81	37	235 (+400%)	74 (+186%)
インドネシア	0	0	15	3	8	3	57	18	74	24	40	8
ドイツ	50	14	55	15	50	14	47	14	60	20	64 (+52%)	21 (+46%)
モンゴル	3	1	4	1	7	2	73	14	51	10	134 (+163%)	24 (+146%)
マレーシア	15	6	22	6	10	3	6	2	49	15	123 (+273%)	40 (+283%)
その他	275	87	213	74	148	65	218	97	301	123	534 (+117%)	148 (+49%)

資料：財務省「貿易統計」(政府による食糧援助を除く。)

注1：()内は対前年同期増減率である。

注2：「その他」に含まれる国は、2014年についてはロシア、タイ、オランダなど28ヶ国。

注3：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

58 コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況と対応方向

輸出の現状

- コメ・コメ加工品の輸出金額は堅調に増加しており、平成26年は169億円、平成27年1~9月においても、対前年同期比で19.0%増となっている。

品目名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年1~9月		(参考) 主な輸出先国
					対前年比	
コメ・コメ加工品	金額	126億円	150億円	169億円	141億円	19.0%
コメ (援助米を除く)	数量	2,202トン	3,121トン	4,516トン	4,796トン	72.3%
	金額	7億円	10億円	14億円	13億円	51.3%
米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,123トン	3,606トン	4,012トン	2,618トン	▲8.2%
	金額	29億円	35億円	39億円	27億円	▲3.1%
日本酒 (清酒)	数量	14,131 キロリットル	16,202 キロリットル	16,314 キロリットル	12,989 キロリットル	10.7%
	金額	89億円	105億円	115億円	100億円	23.1%

2020年目標と対応方向^(※)

- 輸出額目標: **600億円**
- 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

➤ コメ(包装米飯含む)
現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。
★重点国
新興市場: 台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等
安定市場: 香港、シンガポール

➤ 米菓
相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。
★重点国
新興市場: 中東、中国、EU
安定市場: 台湾、香港、シンガポール、米国

➤ 日本酒
発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。

★重点国
新興市場: EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国
安定市場: 米国、香港

59 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要

1. 設立	平成26年11月27日 (前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として平成26年11月27日に設立。平成27年8月13日に一般社団法人化。)
2. 目的	<ol style="list-style-type: none">我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること
3. 事業内容	<ol style="list-style-type: none">オールジャパンのブランド育成海外市場開拓調査産地PR・国内商談会海外販売促進活動会員ニーズに基づく共同の取組の促進 等
4. 会員数	75会員(平成27年9月29日現在) 秋田おばこ農業協同組合、全国農業協同組合連合会、木徳神糧株式会社、元氣寿司株式会社、株式会社神明、鈴茂器工株式会社、関谷醸造株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、株式会社永谷園、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合、株式会社吉野家ホールディングス、株式会社ローソン 等

60 米・米関連食品の輸出拡大に向けた取組

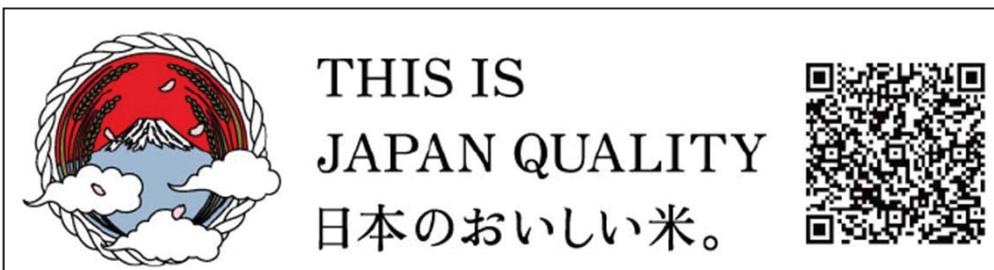
- 米・米関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、26補正予算を活用して、統一口ゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。

■ 26補正予算 米輸出特別支援事業(2億円)における取組

(1) 輸出拡大のための日本産米・コメ加工品の統一口ゴマークを開発し、国内で発表（3月13日（金））。（大臣出席、国内メディア約30社が参加）

ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

〈日本産米輸出の統一口ゴマーク〉



(注) QRコードから、日本産米のPR映像が流れるHPへリンク

(2) 海外では、シンガポール、上海において、統一口ゴマークを用いたPRイベントを開催。

- ① シンガポール 3月16日（月）
 - ・ 日本産米ロゴマークPRイベント
 - ・ 日本産米の試食会
- ② 上海 3月20日（金）
 - ・ バイヤー向け日本産米セミナー
 - ・ 日本産米の試食会

(3) ロゴマークを用いた個別プロモーション活動
10ヶ国でプロモーション活動を実施。

(4) 海外マーケティング調査
7ヶ国について、海外現地小売店、レストランへのヒアリング等による日本産米、日本酒の定性調査及び、14ヶ国においてアンケート調査、統計データを用いた市場分析を実施。

61 経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約7倍の差。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2014年)	米国 (2014年)	EU (2010年)	ドイツ	フランス	イギリス	豪州 (2013年)
平均経営面積 (ha)	2.45	177.4	14.3	55.8	53.9	84.0	3076.4

出典:日本は、「農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2014 Summary」(米国農務省)

EUは、「EU農業センサス」(欧州委員会農業・農村開発局)

豪州は、「Australian Commodity Statistics」(豪州農漁業省)

注:日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

豪州は、全経営耕地面積を、農家戸数で除した値である。

[コメ農家の経営規模]

- 日本(コメ農家(販売農家)の平均):約1.0ha
- 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約160ha
- 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均):約60ha
- 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典:日本は、「2010年世界農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2012 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2014 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

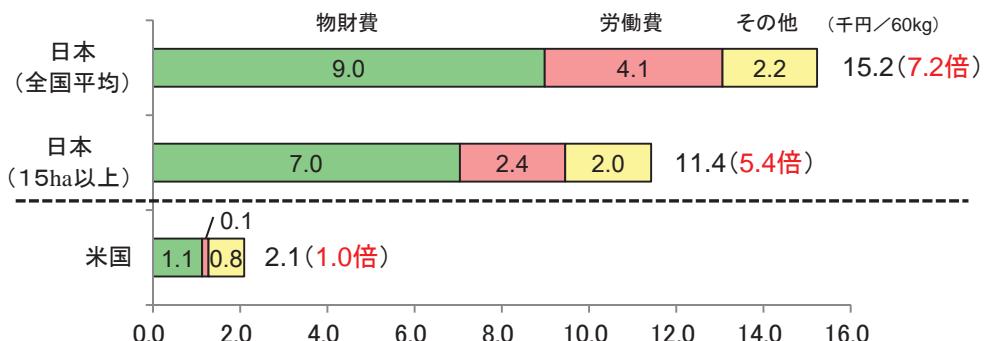
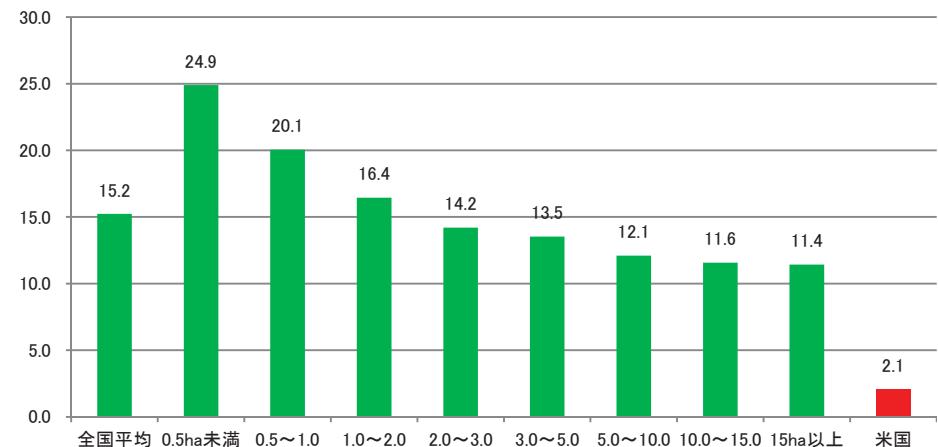
中国は、民間研究報告より

注:()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約70倍、豪州は約1,260倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2013年)

(千円／60kg)



資料:USDA「Production Costs and Returns」(2013)、1US\$ = 97.6円

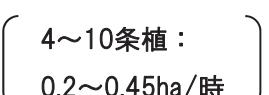
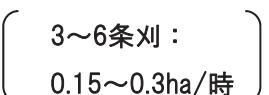
農林水産省「米及び麦類の生産費」(平成25年産)

注1:生産コストは資本利子・地代全額算入生産費

注2:農林水産省「米及び麦類の生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.5ha。

62 日米の水稻栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3~0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稻作が行われているのに対して、米国の稻作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

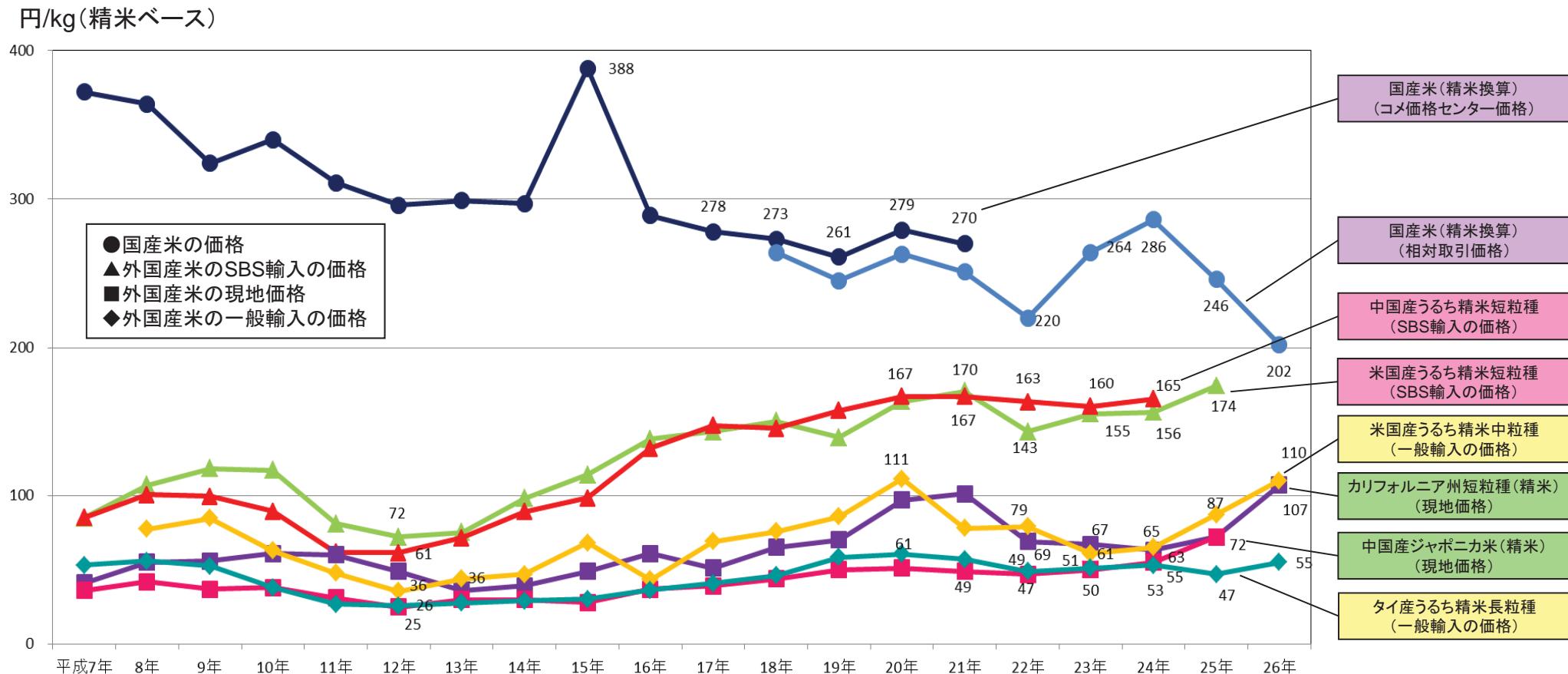
	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m ²]	水稻作付面積 全国平均 1.2ha  北海道 7.1ha  1区画規模 ~1ha程度 	約320ha  約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 1区画規模 ~10ha程度
トラクター	 20~50馬力 	 95~225馬力 → 購入又はリース 
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 	 種もみを飛行機から 直接播種 → 専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 	 大型コンバイン → 購入又はリース 

出典:水稻作付面積「2010年農林業センサス」、University of California Cooperative Extension : Sample Costs to Produce Rice (2012)ほか

63 コメの内外価格差

□ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

[SBSによる輸入数量は国産の数量に比べて極めて少なく(国内の主食用消費量約800万トンに比してわずか約10万トン(1%))、その輸入価格は高い国産米価格をにらんで形成される傾向。このため、輸出国の実勢価格とは乖離が生じており、近年その傾向は特に顕著。]



注1:コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2:相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(26年産は27年5月)までが対象)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3:SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度、26年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4:一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5:カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)

注6:中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの

の、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)

注7:為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金) 平成26年については、三菱東京UFJ銀行の年間平均TTSを利用。

64 MA米の受け入れ

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会(ミニマム・アクセス機会)の提供を行うこととなった(「ミニマム・アクセス米(MA米)」)。
- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマム・アクセス

1. 関税化とミニマム・アクセス

- ・原則として関税以外の国境措置を禁止し、全ての非関税措置は内外価格差により関税に転換(関税化)。
- ・この場合、輸入実績がほとんどない品目については、国内消費量(1986-88)の一定割合の数量について、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)を設定。
(1年目(1995年):3%→6年目(2000年):5%)

2. 関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重

- ・一定の条件を満たす品目については、ミニマム・アクセス数量を加重することを条件に、関税化しないことが認められる(関税化の特例措置)。
(1年目(1995年):4%→6年目(2000年):8%)
- ・この特例措置の2001年以降の継続のためには、代償(輸出国にとって「追加的かつ受入れ可能な譲許」)が必要。

〔※ 我が国は当初、コメについて関税化の特例措置を適用。
1999年に関税化。〕

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

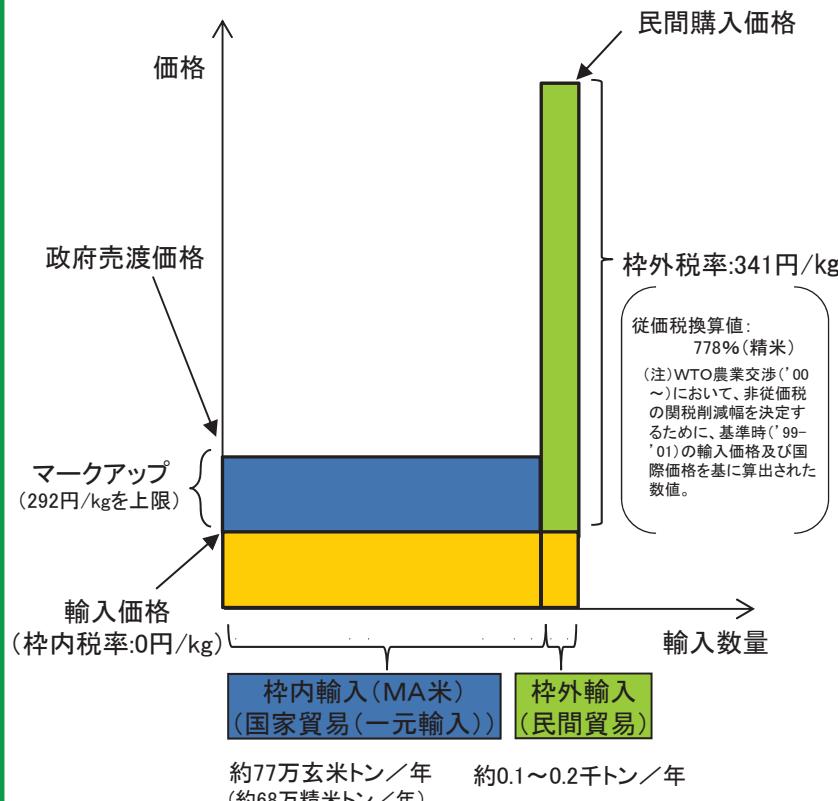
1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

65 コメの輸入制度

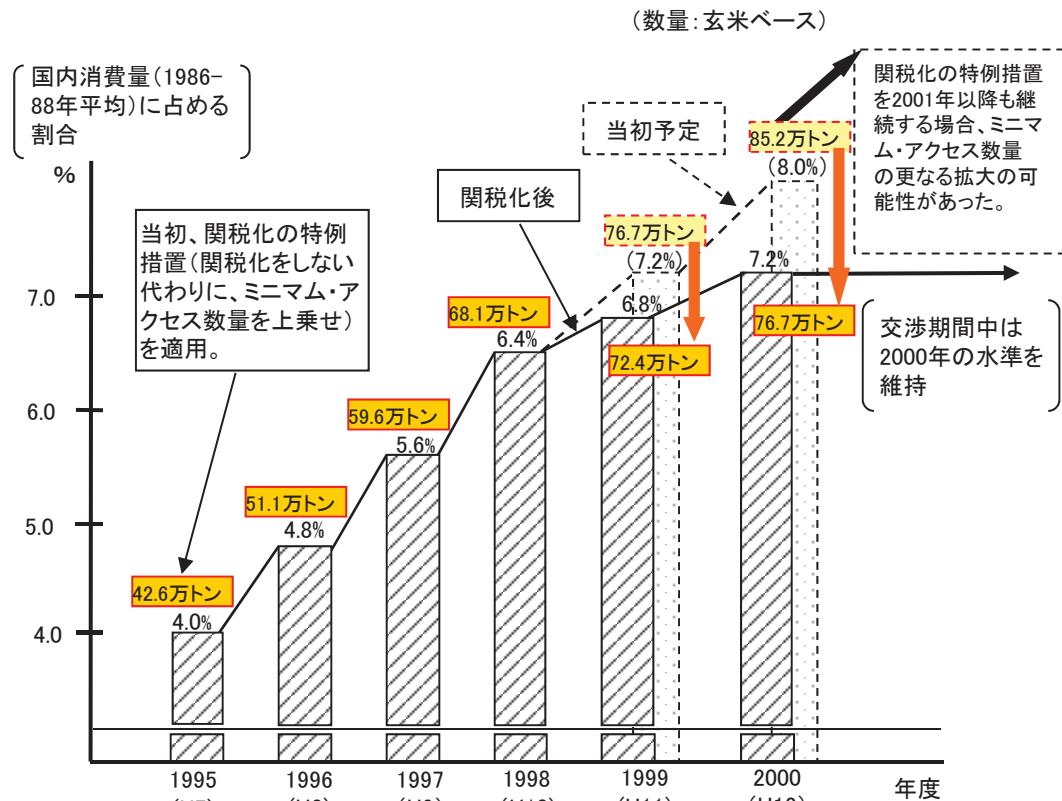
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、1995年度以降、コメのミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ 米の国境措置



※ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - 1998年度までは輸入許可制
 - 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ コメのミニマム・アクセス数量の推移



※ コメの関税化(1999年)により、MA米の数量は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。

66 MA米と国家貿易

- MA米については、国産米に極力悪影響を与えないようするため、国が一元的に輸入して販売（「国家貿易」）。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、国家貿易を継続していくよう、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ 国家貿易と民間貿易について

	国家貿易	民間貿易
MA米の販売先	加工用・援助用・飼料用を中心販売。 (SBS(売買同時契約)輸入方式については、民間業者の選択。)	民間業者の選択。 (相当数量が主食用に販売される可能性あり。)
国内販売価格	輸入価格+マークアップ (マークアップの上限は、現在292円/kg。)	輸入価格+枠内税率 (枠内税率の上限は、WTO農業交渉議長案(08年12月6日)では従価税10%。)
MA枠内の輸入数量	通常の場合は、全量輸入。	民間業者の選択。 (国産米と外国産米の価格差等から、結果的に全量輸入となる可能性。)

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

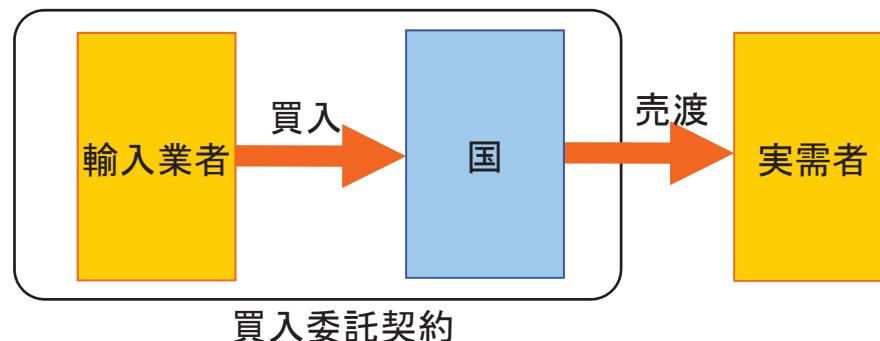
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

67 MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。

【一般輸入】(66万トン)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

⇒ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(10万トン)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

⇒ 主に主食用に販売。

※:輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

68 MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:万玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
米国	19	23	29	31	34	36	36	36	36	36
タイ	11	14	15	15	16	17	15	15	15	19
中国	3	4	5	8	9	10	14	11	11	10
オーストラリア	9	9	9	11	12	12	11	10	9	2
その他	1	1	1	3	2	2	1	4	5	10
合計	43	51	60	68	72	77	77	77	76	77
(うち一般輸入)	42	49	54	55	59	63	66	71	65	66
(うちSBS輸入)※	1	2	6	12	12	12	10	5	10	9

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
米国	36	36	36	43	36	36	36	36	36	36
タイ	19	18	24	26	33	35	24	28	35	33
中国	8	8	8	7	7	2	6	5	0	6
オーストラリア	2	5	-	-	-	4	7	6	4	1
その他	12	10	1	1	1	1	4	1	2	1
合計	77	77	70	77	77	77	77	77	77	77
(うち一般輸入)	66	65	59	66	66	73	66	66	70	75
(うちSBS輸入)※	10	10	10	10	10	4	10	10	6	1

※SBS輸入数量の単位は万実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:万実トンと万玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1~0.2千トン程度

69 平成27年度のSBS米の輸入入札状況

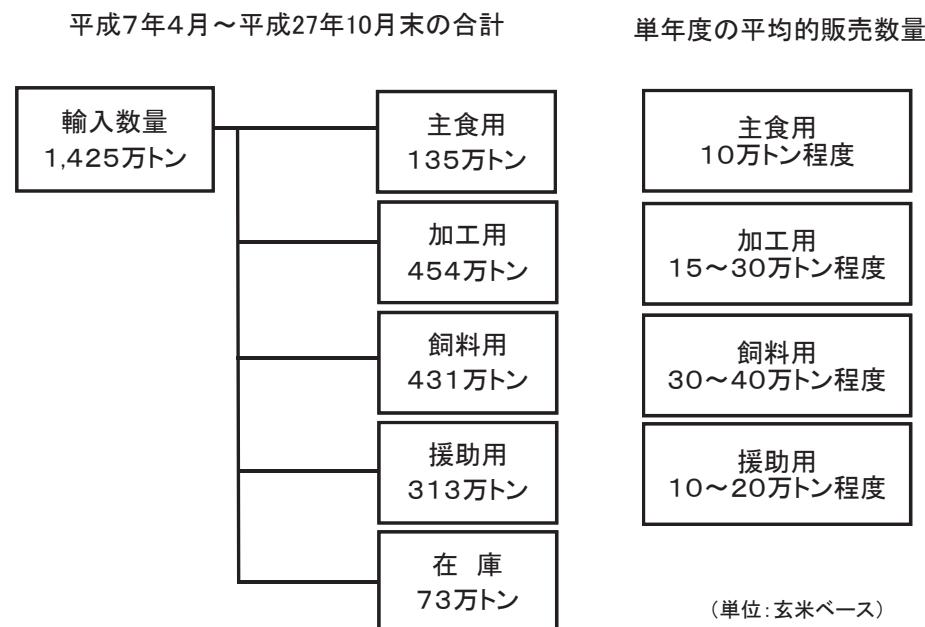
(単位:実トン)

入札回数	全体			丸米			碎米		
	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (27年9月16日)	30,000	4,230	628	27,000	2,002	0	3,000	2,228	628
第2回 (27年10月21日)	30,000	4,202	1,458	27,000	2,550	614	3,000	1,652	844
第3回 (27年11月18日)	30,000	6,894	3,836	27,000	3,936	2,578	3,000	2,958	1,258
累計			5,922			3,192			2,730

70 MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(平成27年10月末現在)



注1:「輸入数量」は、平成27年10月末時点の政府買入実績。また、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した15万トンが含まれる。

注2:「主食用」は、主に外食産業などの業務用。

(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(136万トン)、飼料用等(150万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、平成27年10月末時点の数量。

注5:在庫73万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位:万玄米トン)

販売先	8 RY	9 RY	10 RY	11 RY	12 RY	13 RY	14 RY	15 RY	16 RY	17 RY	18 RY	19 RY	20 RY	21 RY	22 RY	23 RY	24 RY	25 RY	26 RY	27 RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	135
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	15	11	454
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	431	
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	313
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	84	73	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば27RYであれば、平成26年11月から平成27年10月まで)。

注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した15万トンがある。

注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

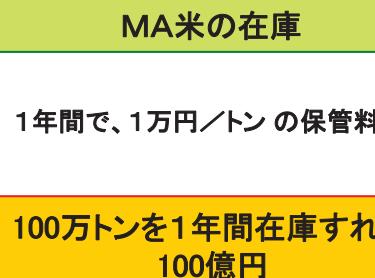
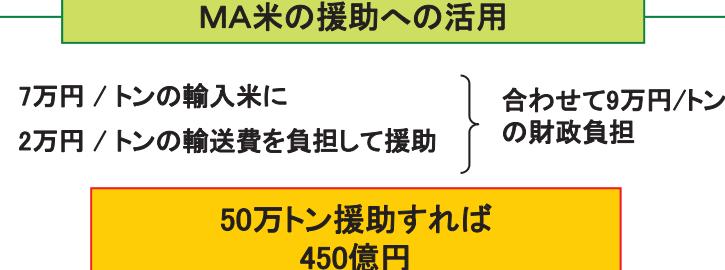
○ MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 國際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

71 MA米の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



注：平成25年度のデータを基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位：億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384

注4

	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)
売買損益①	▲22	16	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28
売上原価	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485
買入額	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498
売却額	417	562	646	570	644	383	425	537	457
管理経費②	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122
保管料	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86
損益合計 (①+②)	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150

注1：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額－期末在庫棚卸高」により算出。

注2：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注3：「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注4：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注5：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。(WTOに提訴されてルール違反が認定されれば、現在の運用を維持できなくなる。)
- 一方、輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国
(「外国貿易障壁報告」
(2015年4月公表)等)

中国
(「国別貿易投資環境報告」
(2014年4月公表))

○ MA米の輸入

一般輸入米は政府在庫となつた上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。

○ 米国政府の対応方針

日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。

○ 枠外関税

輸入禁止的な高い水準の税率により、枠外輸入はほぼ商業的に不可能。

○ MA米の輸入

品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。

○ 中国政府の対応方針

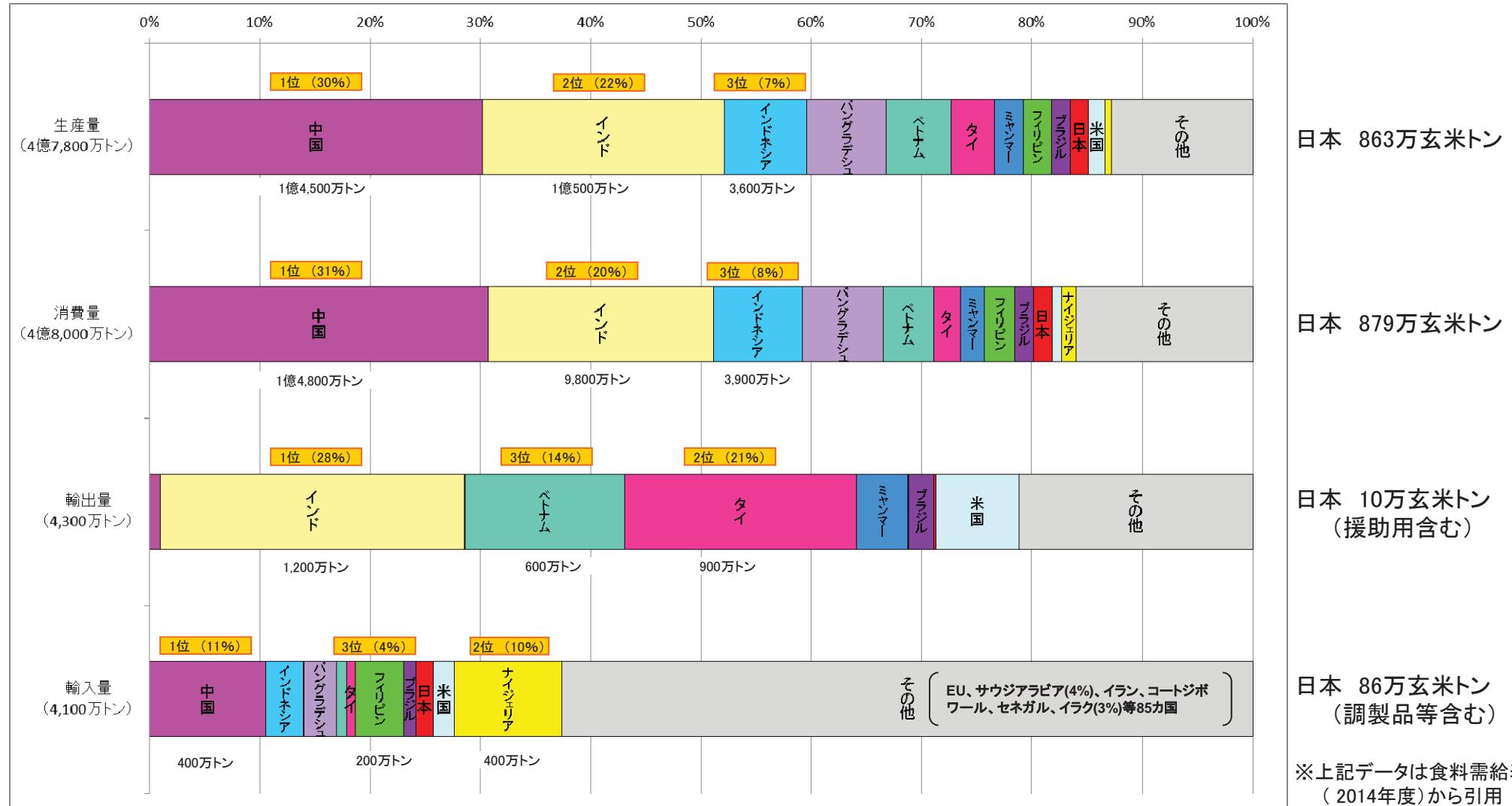
日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。

○ 枠外関税

法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。

(参考1) 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は4.8億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、4千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の28%を占め、タイが21%で続いている。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2014/15年度、精米ベース) (2015年11月時点)